

熊本地震の被災県だから判る被災農業者等の大変さ。**令和6年度能登半島地震の被災農業者等の支援をしてみませんか！！**

全国農業会議所では、令和6年能登半島地震(石川県、富山県、福井県、新潟県)の被災に伴い、一定期間農業経営が出来ない場合に、営農再開までの期間、①一時避難先で雇用された農業者に対して行う農業技術等の研修を支援する「**雇用就農資金(被災農業者むけ雇用就農支援)**」と②被災した農業法人等が雇用する従業員を他の農業法人等に一時出向させ行う農業技術等の研修を支援する「**雇用就農資金(次世代経営者育成派遣研修タイプ)**」の募集を行います。

該当県で被災した農業者の雇用やそこで働く従業員の出向受入をされている農業法人等があれば、これら補助事業の対象になるかも知れません！！まずは、該当者がいらっしゃれば、**熊本県農業会議(TEL:096-384-3333、担当:岩崎・今村・出田)までご相談下さい。**

①雇用就農資金(被災農業者向け雇用就農促進支援)

熊本県では、被災農業者を雇用する法人(補助対象法人)等を募集！！

農業法人等が、被災した農業者を新たに雇用する場合に支援。

内容

農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に資金を交付。

・支援単価：**年間最大120万円**

・支援期間：**最長2年間**

<被災農業者受入農業法人等の主な要件(補助対象法人)>

1. 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること。
2. 被災農業者等と3ヶ月以上の雇用契約を締結すること。
3. 被災農業者等を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させ、営農再開後の経営発展に必要な技術、経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること。
4. 労働保険(雇用保険、労災保険)に加入すること。農業法人は社会保険(厚生年金保険、健康保険)に加入すること。
5. 本事業と重複する国による助成を受けていないこと。



<被災農業者等に関する主な要件>

1. 能登半島地震の発生以降に農業法人等に採用された者であること。
2. 人・農地プランまたは地域計画に位置づけられた者、もしくは位置づけられることが見込まれる者、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者、及びこれらに属する者であること。
3. 研修終了後に地元で営農再開する意思を有する者であること。

②雇用就農資金(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

熊本県では、被災農業法人の従業員の出向受入に協力してくれる法人を募集！！

被災農業法人等が、従業員を雇用したまま他の農業法人等に派遣する場合に支援。

内容

被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成。

・支援単価：**年間最大120万円**

[対象経費]

研修に係る経費(転居費、住居費、通勤に係る交通費、受入法人に支払う研修負担金、代替職員の賃金など)

・支援期間：**最短3ヶ月～最大2年間**

<派遣元法人等の主な要件(補助対象法人)>

1. 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること(被災による休業は可)。
2. 派遣する職員を研修終了後1年以内に役員又は部門責任者等に登用することを確約していること(農業者の場合は、経営を継承すること又は経営を法人化した上で役員等に登用すること)。



<受入法人の主な要件(事業協力法人)>

1. 次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるため実践的な研修を行えること。
2. 派遣元農業法人等と協議の上、人材育成を目的とした出向契約を結び、労働保険(雇用保険、労災保険)に加入させること。

<派遣職員に関する主な要件>

1. 派遣元農業法人等の役員並びに正社員等(代表者は除く)又は農業者の後継者で既に就農し経営に参画していること。
2. 原則55歳未満の者であること。
3. 研修終了後、派遣元農業法人等において、経営の中核を担う意欲を有していること。

令和6年能登半島地震(石川県、富山県、福井県、新潟県)の被災に伴い、被災した農業者の雇用又は被災した農業法人で働く従業員の出向受入に関心がある方は、先ずは下記の該当内容をチェック、記入し、熊本県農業会議にご相談下さい。

担当(一社)熊本県農業会議 岩崎・今村・出田 TEL:096-384-3333、FAX:096-385-1468、E-mail:43koyousyuunou@nca.or.jp

- 被災した農業者を既に雇用している 被災した農業者を今後雇用しても良い
- 被災農業法人等の従業員を既に出向受入をしている 被災農業法人等の従業員を今後出向受入にしても良い

経営体名

担当者名

電話番号

活用例：雇用就農資金(被災農業者向け雇用就農促進支援)

熊本県では、「農業法人A社」に該当する様な補助対象法人を募集！！

岐阜県の農業法人A社が、能登半島地震で被災した農業経営者B氏(57歳)を受け入れて、営農再開までの6ヶ月間の雇用契約を結んだ場合

熊本県農業会議
全国農業会議所

農業法人A社

被災農業経営者
B氏(57)



A社で研修を6ヶ月間実施した場合
10万円×6ヶ月=60万円を
A社に交付

B氏は営農を再開するまでの6ヶ月間、
農業法人A社で給料を得ながら、
営農再開に向けた農業研修が
受けられる

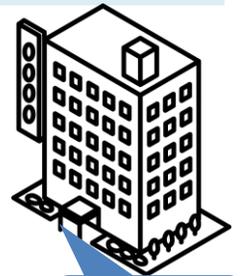
活用例：雇用就農資金(次世代経営者育成派遣研修タイプ)

熊本県では、「受入法人C社」に該当する事業協力法人を募集！！

能登半島地震で被災した農業法人A社が、従業員B氏(54歳)を、北海道の法人C社に営農再開までの1年間派遣した場合(派遣期間中は、A社はB氏に対して無給かつ社会保険加入無しを想定)

被災農業法人A社
(派遣元)

受入法人C社



従業員B氏(54)

農業法人
以外でもOK



熊本県農業会議
全国農業会議所

C社で研修を1年間実施した場合
A社がC社に支払った研修費
10万円×12ヶ月=120万円を
A社に交付

A社は営農再開までの1年間、
従業員B氏を社外に派遣すること
でスキルアップさせ、それにかかる
研修経費が実質無料となる

申請迄の流れ

①申請相談

②面談(状況聞き取り、要件確認、事業概要・申請方法説明)
※法人等担当者、被災農業者

要件適合

③応募申請

お問い合わせ先

(一社)熊本県農業会議 岩崎・今村・出田

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL:096-384-3333 FAX:096-385-1468

全国新規就農相談センター 雇用就農資金

検索

E-mail: 43koyousyuunou@nca.or.jp